

渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、事業者が群馬県外に有する本社機能の全部又は一部を渋川市内に移転することを促進し、地域経済の活性化、雇用の創出及び移住定住者の誘引を図るため、群馬県外に有する本社機能の全部又は一部を渋川市内に移転する事業者に対し、予算の範囲内で渋川市本社機能移転促進補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本社機能 企業の経営方針に関する意思決定、経営資源の管理、各種業務の統括、情報処理、研究開発及び人材育成を行う機能をいう。この場合において、製造、営業及び販売機能等は含まない。
- (2) 本社機能移転 本社機能の全部又は一部を移転することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 群馬県外から渋川市内に本社機能移転をする者であること。
- (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2号に規定する特例有限会社であること。
- (3) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第1条の2第1号に規定する登記簿に記録された本店の所在地が、群馬県外の者であること。
- (4) 移転後の本社機能に従事する者が5人以上であり、そのうちの2人以上が専属に従事する正規雇用者であること。ただし、既に渋川市内で事業を営む事業者においては、当該事業の雇用者を維持したまま、本

社機能移転に伴い渋川市内に従事する者が5人以上増員し、そのうちの2人以上が正規雇用者であること。

(5) 本社機能移転が完了した日から5年以上継続して渋川市内で当該本社機能を運営することが誓約できること。

(6) 本社機能移転に当たり、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第9条に規定する建築基準関係規定に違反しないこと。

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営む者でないこと。

(8) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を営む者でないこと。

(9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営む者でないこと。

(10) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条に規定する申立てを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

(11) 渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）第2条第1項に規定する暴力団及び第2項に規定する暴力団員に係る者でないこと。

(12) 法令又は公序良俗に反する営業を行っている者でないこと。

(13) 本社機能移転をした建物又は事務所を、政治活動又は宗教活動に利用しようとする者でないこと。

(14) 本要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

（補助金の種類）

第4条 市長は、本社機能移転をする者に次に掲げる補助金を交付するものとする。

(1) 本社機能移転促進補助金

(2) 本社機能従事者移住補助金

(補助対象経費)

第5条 本社機能移転促進補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げるものとする。

2 国、県その他団体から本社機能移転に関する補助金等を受ける場合は、その金額を減じた額を補助対象経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次のとおりとする。

(1) 本社機能移転促進補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内の額とし、200万円を限度とする。

(2) 本社機能従事者移住補助金の額は、移転後の本社機能に専属で従事する正規雇用者で、本社機能移転に伴い渋川市に移住し、市に備え付けられた住民基本台帳に登録された者1人当たり10万円とし、100万円を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 この補助金の事業全体の補助限度額は、600万円とする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に事業計画書（様式第2号）、誓約書（様式第3号）その他関係書類を添えて、本社機能移転に着手する21日前までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更交付

申請書（様式第5号）に事業計画書及び変更する内容を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、申請内容の変更を承認したときは、補助金変更承認通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第10条 申請者及び交付決定者は、次の各号のいずれかの理由によって申請を取り下げるときは、補助金交付申請取下届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（1） 交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるとき。

（2） 事業を中止するとき。

（3） その他市長が必要と認めたとき。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、本社機能移転に係る事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（様式第8号）に事業報告書（様式第9号）その他関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金額を交付決定額の範囲内で確定し、補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

	補助対象経費	具体例
1	土地、建物又は事務所の取得費用	購入費用、建設費用等
2	土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費用	保証金、保証委託金、仲介手数料等（礼金又は敷金を除く。）
3	建物又は事務所の改修費用	天井、壁、床、屋根、外壁等の改修費用
4	設備の工事費用	通信、空調、駐車場等の設備工事費用
5	備品の購入費用	事務机、椅子、棚等の事務室用品の購入費用（パソコン又はプリンターの購入費用を除く。）
6	輸送費用	書類等の輸送費用、移転作業の委託料等
7	その他の費用	市長が特に必要と認めた費用

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

印

補助金交付申請書

渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助金の名称	渋川市本社機能移転促進補助金
2 補助金交付決定額	円
3 着手予定日	年 月 日
4 完了予定日	年 月 日
5 担当者連絡先	担当者名 : 連絡先 :
6 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画書(様式第2号)・ 誓約書(様式第3号)・ 定款の写し・ 登記事項証明書・ 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書・ その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

事業計画書

1 企業の概要

本店所在地			
業種		資本金	百万円
主要生産品又は 主要サービス		従業員数	人

2 本社機能の概要

移転する本社機能	① 経営方針の意思決定 ② 経営資源の管理 ③ 各種業務の統括 ④ 情報処理 ⑤ 研究開発 ⑥ 人材育成		
移転する本社機能 の業務内容	部 課 名 :	(本社機能該当番号 _____)	
	業務内容 :		
	部 課 名 :	(本社機能該当番号 _____)	
	業務内容 :		
	部 課 名 :	(本社機能該当番号 _____)	
	業務内容 :		
移転前の本社機能 所在地			
移転予定の本社機能 所在地			
調達方法の詳細	① 土地を取得し、自ら建物を所有 (土地取得日 : 年 月 日) (建物取得日 : 年 月 日) ② 土地を貸借し、自ら建物を所有 (土地貸借日 : 年 月 日) (建物取得日 : 年 月 日) ③ 建物を賃貸 (建物貸借日 : 年 月 日) ④ 自社敷地内に、建物を所有 (建物取得日 : 年 月 日)		
稼働予定日	年 月 日		
現在の本社機能に 従事する者	人	内、専属正規雇用者	人
移転後の本社機能 に従事する者	人	内、専属正規雇用者	人
本社機能を移転する 目的			

3 移転に係る経費等
別紙のとおり

4 組織図

移転前

移転後（案）

5 移転スケジュール

項目	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

6 本社機能移転予定地の位置図、建物及び事務所の図面、写真等
別添のとおり

7 物件所有者の同意（貸借物件で、改修工事を伴う場合）
本計画に係る物件について、改修工事に同意します。

物件所有者 印

別紙（様式第2号関係）

1 本社機能移転促進補助金に係る経費

補助対象経費	金額（円）
土地、建物又は事務所の取得費用	円
土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費用	円
建物又は事務所の改修費用	円
設備の工事費用	円
備品の購入費用	円
輸送費用	円
その他の費用	円
国、県その他団体からの補助金等	△ 円
合計	円
補助金交付申請額・・・① ※合計の2/3の額（千円未満切捨て）。ただし、200万円を超える場合は、200万円とする。	円

※ 各経費の確認ができる書類（見積書及び明細書の写し等）を添付すること。

2 本社機能従事者移住補助金の対象者数

対象者	人数	金額（円）
移転後の本社機能に専属で従事する正規雇用者で、本社機能移転に伴い渋川市に移住し、市に備え付けられた住民基本台帳に登録された者		円 ※1人当たり10万円
合計		円
補助金交付申請額・・・② ※100万円を超える場合は、100万円とする。		円

3 補助金交付申請額の合計

円・・・①及び②の合計額

渋川市長 様

住 所

名 称

代表者職氏名

印

誓約書

私は、渋川市本社機能移転促進補助金の交付申請に当たり、下記のことを誓約します。

なお、補助金の交付決定のために必要な場合には、渋川警察署に照会することを承諾します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、渋川市暴力団排除条例（平成24年渋川市条例第30号）に規定する暴力団及び第2項に規定する暴力団員に関係はありません。
- 2 渋川市本社機能移転促進補助金を使って整備する本社機能を有する建物又は事務所を以下の目的で使用しません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これらに類する業
 - (2) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第2条第1項に規定する訪問販売、同条第3項に規定する電話勧誘販売、同法第33条第1項に規定する連鎖販売取引その他これらに類する業
 - (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業
 - (4) 政治活動又は宗教活動
- 3 本社機能移転が完了した日から5年以上継続して渋川市内で本社機能を運営します。
- 4 市が、渋川市本社機能移転促進補助金の交付に関する内容等を公表することに同意します。
- 5 渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）第13条の規定による交付の取消しを受けたときは、同規則第14条に規定する補助金等の返還について、期限を厳守し履行します。

様式第4号(第8条関係)
渋川市 第 号

年 月 日

様

渋川市長

印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金交付申請について、渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金の名称	渋川市本社機能移転促進補助金
2 補助金交付決定額	円
3 条件	渋川市補助金等交付規則（平成18年渋川市規則第45号）及び要綱を遵守すること。
4 指示	

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

印

補助金変更交付申請書

年 月 日付で交付決定を受けた渋川市本社機能移転促進補助金について、渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更交付申請します。

記

1	補助金の名称	渋川市本社機能移転促進補助金
2	変更年月日	年 月 日
3	補助金交付決定額	円
4	補助金変更交付申請額	円
5	変更内容	
6	変更理由	
7	添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 事業計画書(様式第2号)・ 変更する内容を証する書類・ その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 9 条関係)
澁川市 第 号

年 月 日

様

澁川市長

印

補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金変更交付申請について、澁川市
本社機能移転促進補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 9 条第 2 項の規定に
基づき、次のとおり承認したので通知します。

記

1	補助金の名称	澁川市本社機能移転促進補助金
2	変更前補助金交付 決定額	円
3	変更後補助金交付 決定額	円
4	条件	澁川市補助金等交付規則（平成 1 8 年澁川市規則第 4 5 号）及び要綱を遵守すること。
5	指示	

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名 印

補助金交付申請取下届

渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付申請を取り下げます。

記

1	補助金の名称	渋川市本社機能移転促進補助金
2	補助金交付申請額 又は決定額	円
3	担当者連絡先	担当者名 : 連絡先 :
4	取下理由	
5	備考	

様式第8号(第11条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

申請者 名 称

代表者職氏名

印

補助金実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた渋川市本社機能移転促進補助金について、渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり実績報告をします。

記

1 補助金の名称	渋川市本社機能移転促進補助金
2 補助金交付決定額	円
3 着手日	年 月 日
4 完了日	年 月 日
5 担当者連絡先	担当者名 : 連絡先 :
6 添付書類	<ul style="list-style-type: none">・ 事業報告書(様式第9号)・ 渋川市が発行する所在地証明書・ 定款・ 登記事項証明書(申請時と同じ場合は添付を省略可)・ 直近の決算報告書及び勘定科目内訳書(申請時と同じ場合は添付を省略可)・ その他市長が必要と認める書類

1 企業の概要

本店所在地			
業種		資本金	百万円
主要生産品又は 主要サービス		従業員数	人

2 本社機能の概要

移転した本社機能	① 経営方針の意思決定 ② 経営資源の管理 ③ 各種業務の統括 ④ 情報処理 ⑤ 研究開発 ⑥ 人材育成		
移転した本社機能 の業務内容	部 課 名 :	(本社機能該当番号 _____)	
	業務内容 :		
	部 課 名 :	(本社機能該当番号 _____)	
	業務内容 :		
	部 課 名 :	(本社機能該当番号 _____)	
	業務内容 :		
移転後の本社機能 所在地			
移転後の本社機能 に従事する者	人	内、専属正規雇用者	人

3 移転に係る経費等の実績
別紙のとおり

- 4 建物又は事務所の建築基準法及び建築基準関係規定への適合性
- 適合を確認しました。
- 未確認ですが、不適合が判明した場合は、速やかに是正します。

5 建物及び事務所の図面、写真等（改修がある場合は、改修前後の写真）
別添のとおり

6 組織図

--

7 移転後の本社機能従事者一覧

番号	部課名	氏名	住所	雇用形態	補助対象
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※ 本社機能従事者の雇用保険被保険者証の写しを添付すること。また、本社機能従事者移住補助金の該当となる者がいる場合は、その者の住民票を添付すること。

別紙（様式第9号関係）

1 本社機能移転促進補助金に係る経費

補助対象経費	金額（円）
土地、建物又は事務所の取得費用	円
土地、建物又は事務所の賃貸に係る初期費用	円
建物又は事務所の改修費用	円
設備の工事費用	円
備品の購入費用	円
輸送費用	円
その他の費用	円
国、県その他団体からの補助金等	△ 円
合計	円
実績額・・・① ※合計の2/3の額（千円未満切捨て）。ただし、200万円を超える場合は、200万円とする。	円

※ 各経費の実績額が確認できる書類（領収書及び明細書の写し等）を添付すること。

2 本社機能従事者移住補助金の対象者数

対象者	人数	金額（円）
移転後の本社機能に専属で従事する正規雇用者で、本社機能移転に伴い渋川市に移住し、市に備え付けられた住民基本台帳に登録された者		円 ※1人当たり10万円
合計		円
実績額・・・② ※100万円を超える場合は、100万円とする。		円

3 実績額の合計

円・・・①及び②の合計額

様式第10号(第12条関係)

渋川市 第 号

年 月 日

様

渋川市長

印

補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった補助金実績報告について、渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり補助金の確定をしたので通知します。

記

1	補助金の名称	渋川市本社機能移転促進補助金
2	補助金交付決定額	円
3	補助金交付確定額	円
4	備考	

様式第 1 1 号(第 1 3 条関係)

年 月 日

渋川市長 様

住 所

請求者 名 称

代表者職氏名

印

補助金交付請求書

年 月 日付で渋川市本社機能移転促進補助金の確定を受けたので、渋川市本社機能移転促進補助金交付要綱第 1 3 条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

補助金交付確定額	円
----------	---

2 振込口座情報

金融機関名		支店名	
区分	普通 ・ 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			